

当院「ベースアップ評価料」算定開始のお知らせ

厚生省通達により令和6年6月から「ベースアップ評価料」がはじまりました。産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みです。ご理解くださいますよう、お願い致します。

ベースアップ評価料は、医療従事者の処遇改善を目的として、国の診療報酬制度に基づき令和6年に新設された評価料です。医療の質を維持・向上させるため、看護師、看護助手、事務職員など、医療を支えるスタッフの賃金改善にその全額が充てられます。本評価料は、医療の安定的な提供体制を維持するための制度です。これにより患者の皆様の診療費のご負担が上がる場合があります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 本評価料は令和6年から算定可能でしたが、当院では敢えて算定しておりませんでした。しかし、昨今の急激な諸物価高騰等の影響と事務手続きの遅延もあり、令和8年3月23日より急遽本評価料を算定することとなりました。

※ 3月1日から3月22日までの医療費については追加請求となります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和8年3月23日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

○ベースアップ評価料加算

【初診時】

・外来・在宅ベースアップ評価料（1）・・・6点

【再診時】

・外来・在宅ベースアップ評価料（1）・・・2点